中国向け輸出活水産物の輸出証明書発行申請に係る取扱いについて

平成２６年７月２３日
水 経 第 ５ １ ８ 号
北海道水産林務部長通知
（最終改正　令和２年１０月９日）

（目的）

第１　中国向け輸出活水産物（以下、「輸出活水産物」という。）の輸出証明書の発行手続きについては、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和２年４月１日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定、以下「手続規程」という。）別紙 CN-S2「中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱」（以下、「要綱」という。」で定めるほか、本取扱いで定める。

（適用対象）

第２　本取扱いは、輸出者が北海道水産林務部水産局水産経営課（以下、「北海道」という。）へ輸出活水産物の輸出証明書を発行申請する場合に限り適用する。

（検査機関）

第３　輸出活水産物の検査機関（以下、「検査機関」という。）は、食品衛生法に定める登録検査機関であって、要綱別添２で規定する検査項目について検査可能な機関として、北海道が認定した機関とする。

なお、北海道が認定した検査機関は、北海道のホームページ上で公表する。

（目視検査の実施）

第４　輸出者は、要綱別添２で規定する輸出活水産物に関する目視検査を次のとおり実施し、検査結果が目視検査基準を満たしていることを確認すること。

(1) 輸出の都度行う目視検査

要綱別添３の規定に基づき、輸出者は、品質確認者を選任して目視検査を行うことができる。この場合、検査機関による目視検査を省略できる。

(2) 検証のための目視検査

品質確認者が輸出の都度、目視検査を実施する場合、要綱別添３の４の規定に基づき、輸出者は、初回輸出時及びその後１年間に１回以上、品質確認者の立ち会いの下、検査機関による目視検査を実施すること。

（有害物質検査の実施）

第５　輸出者は、要綱５（１）②に係る通知が発出された場合に、当該通知に従い自主検査を実施し、同項の規定により検査結果の写しを提出する。

（輸出証明書の発行申請）

第６　要綱６（１）の規定に基づき、輸出者は、輸出活水産物の輸出ごとに、要綱別紙様式３（日本語及び英語）及び要綱別紙様式５（Ｉに英語で記入）に次の書類を添付して、北海道あて輸出証明書の発行申請を行う。

なお、(1)については、手続規程別紙 ZZ-S1「輸出される水産物に関する都道府県等による証明書の発行要綱」及び北海道における中国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行に係る事務取扱(平成２３年７月７日付け北海道水産林務部水産局水産経営課決定)に基づき、北海道が発行する原産地証明書申請時に添付している場合、提出を省略できる。

また、輸出証明書の発行申請時に、(2)のホタテ貝搬送票の写しを添付できない場合は、(3)の産地証明書を添付するとともに、原則、輸出証明書発行日までに、様式２により(2)のホタテ貝搬送票の写しを北海道へ届け出ること。

(1) インボイス、パッキングリスト、船荷証券（BL)、航空貨物運送状（AWB）の写しのうち、要綱別紙様式３の記載内容が確認できる書類

(2) 生産漁協が発行するホタテ貝搬送票の写し（輸出活水産物がホタテガイの場合に限る）

(3) 生産漁協が発行する産地証明書（様式１）

(4) 第４(1)で実施した目視検査実施報告書（要綱別紙様式７）

２　コンテナ番号及びシール番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態で提出可能であるが、輸出証明書発行日までに、北海道あてに要綱別紙様式４により届け出ること。

また、予定していた輸出が中止になり証明書が不要となった場合には、輸出者は、要綱別紙様式６により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を北海道に対して返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、北海道は当該輸出者に対して新たな証明書を発行しないものとする。

（輸出証明書の発行停止）

第７　要綱５（６）の規定に基づき、北海道は、次のいずれかの場合に該当するときは、農林水産省消費・安全局及び水産庁と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

(1) 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

(2) 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

(3) 輸出者が、原則、輸出証明書発行日までにホタテ貝搬送票の写しを提出しない場合

(4) その他相当の理由があると認められる場合

（様式１）

中国向け輸出活水産物の産地証明書

品　　名	
生 産 海 域 名	
水揚げ予定年月日	令和　　年　　月　　日
輸 出 予 定 数 量	ｋｇ
注　　文　　者 （仲　買　人）	住所 氏名
申　　請　　者 （輸出予定者）	住所 氏名
備　　考	

令和　　年　　月　　日

○○漁業協同組合

代表理事組合長（又は支所長）　氏　　名　　印

（注）本証明書は、水揚げ予定年月日毎に発行してください。

（様式２）

北海道知事　様

申請者
住所

氏名　　印

（法人にあっては、その所在地、名称
及び代表者の氏名）

中国向け輸出活ホタテガイに係るホタテ貝搬送票届出書

令和　年　月　日に申請した別添（別紙様式３の写し）の中国向け輸出活ホタテガイに係るホタテ貝搬送票を次のとおり届出します。

記

１　ホタテ貝搬送票枚数

枚

２　合計数量

ｋｇ

※申請した中国向け輸出活ホタテガイに係る全てのホタテ貝搬送票を添付すること。